

4 提出された主な意見

この提出された主な意見は、分割して掲載しているのでご了承いただきたい。

(1) 申請権等の広報の徹底に関するもの(25件)

- ・現在の生活保護制度がスタートして、半世紀が過ぎましたがこれまでどこの都市でも市民に対して積極的には制度の周知をしてこなかったと思います。かつて総務省の行政監察で指摘されたこともあったやに記憶しています。何故周知に取り組みなかったかですが、掘り起こせば生活保護受給世帯が増加するからです。当たり前ですが、制度があっても使わないのであれば意味がありません。
- ・そこで、市民に対して今後十分な広報をなし、必要な者に対して受給権(権利)が存在する一方、不正受給は許されないことは周知させる必要があることを提言されたい。
- ・「生活に困ったら生活保護を利用する『権利』」があります。申請があれば福祉事務所は14日以内に判断をしなければなりません」という趣旨を、自治体広報誌の配布、あらゆる公的施設におけるポスターの貼付やしおりの備え置きなど、考え得るすべての方法を尽くして広報することを提言すべきである。

(2) 3つの事例が違法であることを明確にすべき(24件)

- ・中間報告は検証の対象となった3つの事件について単に「問題があった」とするだけで違法かどうかの判断を避けています。最終報告では、違法かどうかの判断を明確に示し、...
- ・「餓死3事件」について いずれの事件も市の対応は違法であることを明記すること
- ・中間報告は、検証の対象となった3つの事件について単に「問題があった」とするだけで、違法かどうかの判断を避けている。このことが中間報告における提言内容の不十分に反映してしまっている。...検証の対象となった3つの事件はいずれも明らかに違法である以上、そのことを正面から明示すべきである。

(3) 申請書の窓口等に常備すべき(22件)

- ・申請書が誰でも手に取れるところにおくとともに、市の広報誌に綴じ込むなどして、生活に困っている人は誰でもいつでも生活保護申請ができることを広報すべき。
- ・生活保護申請書は、その他の提出書類と同じように、各区役所をはじめ、北九州市のあらゆる公的施設において、誰もが手に取れる場所に備え置くべきです。また、申請書や記載要領を北九州市のホームページに掲載することも必要だと思います。
- ・北九州市のあらゆる公的施設において、誰もが手に取れる場所に生活保護申請書を備え置くことを提言すべきである。

(4) オンブズパーソン設置に関するもの(22件) (10) の件数を含む

- ・生活保護行政に疑問があるとき、不当な仕打ちを受けたとき気軽に相談でき、調査、勧告、是正権限をもつ「福祉オンブズパーソン」を設けるべきこと
- ・しかし、いったん刷り込まれた考えは、たやすく変えられるものではないことも自明のことです。福祉オンブズパーソン制度などの設置をぜひ提言してください。
- ・保護行政を監視し、調査権限を有し、市民からの苦情処理を受け付ける行政から独立した第三者機関(福祉オンブズマン)の設置が絶対に必要である。これ無しには検証委員会がいかなる提言を出したところで絵にかいた餅でしかない。

(5) 関係者の処分と大幅な人事異動に関するもの(21件)

- ・...事件に関係した職員らの懲戒処分を行うことを提言すべきです。
- ・事件発生から繰り返し「問題ない」と言明してきた事件当時の本庁担当者や現場管理職、担当

者等についてはしかるべき処分を行うべきこと

- ・北九州市保護課の幹部は、Cさんの事件が発覚時、「自立のモデルケースだ」とまで述べ、何らの問題はなかったと主張し、その後も世論の批判の高まりにもかかわらず、同様の見解を繰り返して披瀝した。彼らはまさしく「確信犯」であり、もはや自浄作用による実務の改善は全く期待することができない。本庁、福祉事務所ともに幹部の大幅な人事異動による入れ替えが必要である。

(6) 3つの事例の調査手法について【地域住民などへ聞き取りすべき】(20件)

- ・未だ実施されていない八幡東事件、小倉北事件の地域住民の「証言」を直接聞くこと
- ・亡くなった方々の生活、その営み、臭いなど検証委員会がじかに現場や直接の関係者との証言を聞き取る必要があると思います。
- ・八幡東事件、小倉北事件の地域住民など身近にいた人の「証言」も直接聞くべきである。亡くなられた人から事情を聴取することは不可能である以上、次善の策として事件の当事者の身近にいた人の「証言」を聞くことで、当事者が置かれていた状況の詳細を知り、亡くなられた方の行動と意思を間接事実から推測していくことは、事実を把握するうえで極めて重要なことのはずである。

(7) 3つの事例の調査手法について【現地調査を実施すべき】(20件)

- ・小倉北事件の現地調査を行うべきです。
- ・小倉北の現場を見分しないまま、行政の記録だけで判断したとしたり、真の検証とは評価できません。
- ・検証委員さんにはぜひ現場を自分の目で見てください。

(8) 法定期限の遵守に関するもの(19件)

- ・私自身が生活困窮のため5月11日(却下決定6月7日、27日目)6月7日(却下決定7月5日、28日目)7月12日(却下決定8月9日28日目)9月18日の4回申請したが生活保護法第24条に定める法定期限の14日を守る姿勢がない。4回目は(本日29日目)に至るも何の連絡もない。法定期限を遵守する提言の必要がある。
- ・「生活に困ったら生活保護を利用する『権利』があります。申請があれば福祉事務所は14日以内に判断をしなければなりません」という趣旨を、...
- ・この状態を一日も早く正常に戻す必要があります。そのために、北九州市は、「生活に困ったら生活保護を利用する『権利』があります。申請があれば福祉事務所は14日以内に判断をしなければなりません」という趣旨の広報を直ちに行うべきです。

(9) 面接相談室への第三者の同席を求めるもの(18件)

- ・...本人の同意があれば相談室への同席を認めること
- ・1人では心細いひとには同行も認めてください。
- ・本人の同意があれば、面接相談室への第三者の同席を認めることを提言すべきである。

(10) 条例(生存権保障条例(仮称))の制定に関するもの(17件)

- ・3度にわたる悲惨な死亡事件の発生をもう二度と繰り返さないとの決意を内外に示す趣旨で、全国に先駆けて次のような内実を含んだ先進的な条例を制定すべきである。
 - 財政目的で生活保護費を削減してはならないこと
 - 行政機関の社会保障制度に関する広報義務、情報提供義務、市民の行政機関に対する助言請求権の明文化
 - 苦情処理のための、行政と独立した第三者機関(福祉オンブズパーソン)の設置

(11) 制度の変更を求めるもの(7件)

- ・面接員制度が「入口」に立ちただかって、防波堤になり「北九州方式」や「水際作戦」の尖兵になったことは疑いない。ところが、あるうことか「検証委提言」では、この「制度の強化」を訴えている。制度の実情と現場の実態を知らないで、無責任な提言はやめて欲しいし、「制度の廃止」をこそ提言すべきである。
- ・もちろん実践の手引きになっている北九州市の「生活保護業務手引書」「数値目標」「面接業務手引書」を廃棄し、生活保護法を正しく理解しなおしていただきたいと思います。
- ・「ヤミの北九州方式」を支える数値目標、面接主査制度、面接業務手引き書制度のすべてを即時に全廃することを明確に提言すべきである。

(12) 慰霊碑の建立に関するもの(3件)

- ・餓死者への謝罪と再発防止を誓う碑を福祉事務所の入り口に設置すべき。
- ・二度と生活保護行政による悲劇を引き起こさない決意を内外に示すため、市は慰霊碑を建てるべきであること
- ・3度にわたる悲惨な死亡事件の発生をもう二度と繰り返さないことを本当に決意するのであれば、北九州市は、その決意を内外に示すべきであり、その象徴として3つの事件の死者を含む犠牲者を慰霊するための慰霊碑を市役所前に建立すべきである。

(13) 病状調査表に関するもの(3件)

- ・病状調査表記入については、もっと詳細なものにし、30分間ぐらいは主治医と相談すること。各項目をチェックし終わったら、必ず主治医にも同意のサインをもらうこと。病状調査だけではないが、一例として別紙のようなものを別途チェックリストとして使う。
- ・就労可能かどうかの判断の段階が、軽就労可など数段階のものしかないという極めて不十分なもので、極めて幼稚なものようです。この点を直さない限り、不安全感は決して消えないでしょう。もっと十分な項目のチェックシートの作成が必要と思われますが如何でしょうか。一案ですが、筆者が作ってみましたので、これをたたき台とすれば、もっと良いものが出来るはずです。
- ・小倉北区の事例において、病状調査票の運用につき、具体的に検証・提言すること

(14) 国及び自治体の責任についてのもの(2件)

- ・今回の事件が、地域福祉の問題ではないこと、地域福祉を充実すれば今回のような事件が起きないという問題ではないことを、報告書に明記すべきである。
- ・今回の検証で問われているのは、生活保護行政がその責任を全く果たしていなかったことであり、検証にあたっては、まずもってこの点が明確に指摘されなければならない。社会的ネットワークの構築は、行政がその本来的な責任を十分に果たすことを当然の前提として模索されるべきものである。

(15) 遺族等への謝罪を求めるもの(2件)

- ・餓死者への謝罪と再発防止を誓う碑を福祉事務所の入り口に設置すべき。
- ・これまでの誤った生活保護行政による犠牲者やその遺族に対して、北九州市は謝罪をすべきではないでしょうか。

(16) 財政的に破綻するのではとの意見(3件)

- ・保護者をドンドン増やせば北九州市はパンクします(金がない)それとも保護をやるために市民税を上げますか?今以上に市民税は上げられないでしょう。
- ・総合的な視点に立つて行うということは境界線上の市民すべてに対して今後は援助を行うということになりはしないか?そういう事態になった場合の財政負担は本当に可能でしょうか?
- ・10月5日付の新聞に2010年度に北九州市の財政破綻が危惧されることが新聞に掲載されていた。財政再建団体に転落の危機を控え、保護行政の成り行きをどのように見ればよいのか。申請者に対して快く扶助する事は親切でありありがたいが財政は限られている。

(17) 年金と比較して優遇されているとの意見(2件)

- ・国民年金受給者よりはるかに優遇されています。
- ・市民が生活保護を受けなくて済むような、早いうちからの市民教育などが出来ないものか。年金制度の見直し。

(18) 自立支援プログラムに関するもの(2件)

- ・自立は、その効果を短期間に期待すべきことではなく、「日常生活自立」「社会生活自立」「経済的自立」と段階を追って求めていくべきものでしょう。今後は、貴市においても単なる就労自立だけではなく懐の深い、様々な自立(自律)支援プログラムの開発を願っています。
- ・P38の石橋先生ご指摘にあるように自立支援プログラムについては、「受給者側からも意見を述べたり、プログラムの変更を願いできるし、行政側の一方的な自立支援になってはいけない」とあります。できれば、サバイバー(かつて受給していたが、自立した当事者)や、様々な福祉NPOの参画、研究者も含め、プログラム立案をし、定期的な検証が大切だと考えます